

資料提供(投げ込み) 令和2年3月2日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 行政経営課 (電話059-229-3273)	行政経営課長 清水 貴伸

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る 施設使用料等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る観点から、当該感染症の拡大防止を理由に、施設の使用又は利用を取り消された場合、既に納入いただいている使用料及び利用料金については、下記のとおり、その全額を還付します。

記

- 1 還付の対象とする期間
令和2年2月20日(木)から同年3月31日(火)まで
※ 上記期間中の施設使用について、既に使用料等を納付いただいている場合で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、施設の使用を取消した場合の使用料等を還付の対象とします。
- 2 還付の対象とする施設
本市が設置し、使用料等を徴収している全ての施設
- 3 還付の手続き等
還付に当たっての手続き等の詳細は、各施設又は各施設所管課へお問い合わせください。